四　所管金融庁長官等　特別金融商品取引業者及び金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第四十二条第二項、第四十三条第二項又は第四十三条の二の三第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた者にあっては金融庁長官、それ以外の者にあっては管轄財務局長等をいう。

［五～十六　略］

（訳文の添付）

第二条　法（第三章から第三章の三まで及び第百八十八条（金融商品取引業者等、指定親会社、金融商品仲介業者又は信用格付業者に係るものに限る。）に限る。次条において同じ。）、令（第四章から第四章の三までに限る。次条において同じ。）又はこの府令（第二百三十六条、第二百三十八条の二、第二百三十九条から第二百四十一条まで、第二百四十二条から第二百四十三条まで、第二百四十六条の三、第二百四十六条の四、第二百四十六条の六（特例業務届出者に係るものに限る。）及び第五章を除く。）の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は株主総会若しくは役員会等（第二百二十一条第一号に規定する役員会等をいう。）の議事録であって、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

（登録申請書の記載事項）

第七条　法第二十九条の二第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～九　略］

十　金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称

十一　［略］

（業務の内容及び方法）

第八条　法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～十　略］

十一　金融商品取引業として高速取引行為を行う場合には、次に掲げる事項

イ　取引戦略ごとに、当該取引戦略の概要（次に掲げる事項を含む。）

(1)　取引戦略の類型

(2)　高速取引行為に係る金融商品取引所等（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第二十六条第一項に定める者をいう。以下同じ。）の名称又は商号

(3)　高速取引行為の対象とする有価証券又は市場デリバティブ取引の種類

ロ　高速取引行為に係る業務を管理する責任者（法第二条第四十一項の判断並びに高速取引行為に係るプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）の作成及び電子情報処理組織その他の設備の管理の責任者を含む。以下同じ。）の氏名及び役職名

ハ　高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の概要、設置場所及び保守の方法

ニ　高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置の内容

四　所管金融庁長官等　特別金融商品取引業者及び金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第四十二条第二項、第四十三条第二項又は第四十三条の二の三第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた者にあっては金融庁長官、それ以外の者にあっては管轄財務局長等をいう。

［五～十六　同上］

（訳文の添付）

第二条　法（第三章から第三章の三まで及び第百八十八条（金融商品取引業者等、指定親会社、金融商品仲介業者又は信用格付業者に係るものに限る。）に限る。次条において同じ。）、令（第四章から第四章の三までに限る。次条において同じ。）又はこの府令（第二百三十六条、第二百三十八条の二、第二百三十九条から第二百四十一条まで、第二百四十二条から第二百四十三条まで、第二百四十六条の三、第二百四十六条の四及び第二百四十六条の六（特例業務届出者に係るものに限る。）を除く。）の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は株主総会若しくは役員会等（第二百二十一条第一号に規定する役員会等をいう。）の議事録であって、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

（登録申請書の記載事項）

第七条　法第二十九条の二第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～九　同上］

［号を加える。］

十　［同上］

（業務の内容及び方法）

第八条　［同上］

［一～十　同上］

［号を加える。］